平成２７年（フ）第９７号
鳥取県鳥取市面影２丁目４番12号　レオパレスプレミール210号、旧住所鳥取県八頭郡八頭町稗谷212番地
債務者　尾崎　益子（旧姓杉森）
1　決定年月日時　平成27年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０３号
鳥取県鳥取市国安181番地10、旧住所鳥取県鳥取市西品治533番地５
債務者　居川　信幸
1　決定年月日時　平成27年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０６号
鳥取県鳥取市河原町北村188番地、旧住所兵庫県美方郡新温泉町諸寄479番地
債務者　遠山　友恵
1　決定年月日時　平成27年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７８号
愛媛県伊予市中山町出渕２番耕地40番地１
債務者　北野　静子
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７９号
愛媛県伊予市中山町出渕２番耕地40番地１
債務者　北野　安博
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７８号
宮崎県都城市一万城町44号１番地
債務者　畦原裕太郎
1　決定年月日時　平成27年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第２５号
和歌山県御坊市湯川町丸山166番地６
債務者　山髙　修吾
1　決定年月日時　平成27年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２７年（フ）第４６号
高知県四万十市中村丸の内1641番地12　丸の内荘１号室
債務者　上田　　進
1　決定年月日時　平成27年11月９日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第５１号
高知県四万十市古津賀1333番地　サンライフ寿Ａ－１号室
債務者　西尾　蓮太
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第５２号
高知県土佐清水市貝ノ川566番地
債務者　泥谷　一美
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後２時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第５３号
高知県土佐清水市戎町１番１号
債務者　泥谷　清志
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後２時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第５６号
高知県四万十市具同田黒２丁目６番15号　カーサグドウＢ11号室
債務者　松本　浩一
1　決定年月日時　平成27年11月９日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第４８７号
熊本市北区大窪２丁目７番15―405号　メゾンドアルファ
債務者　木下　美保
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５３６号
熊本県宇城市不知火町亀松69番地26
債務者　吉川　瑞代（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５４９号
熊本県上益城郡御船町大字木倉1206番地１　ダイナソーＴ105号、前住所熊本県宇城市豊野町山崎585番地
債務者　横田　　幸（旧姓北平）
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５５５号
熊本県宇城市松橋町竹崎1307番地
債務者　松永　峰子
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５５６号
熊本市中央区上林町１番９号　コーポ宝島201、前住所熊本市中央区新大江２丁目５番24号　パールハイツ301
債務者　日和田敬子
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係